

令和5年度

ごみ資源化工場固形燃料運搬業務

仕 様 書

札幌市環境局環境事業部

白石清掃工場

仕 様 書

I 業務の概要

1 件 名

ごみ資源化工場固形燃料運搬業務

2 履行場所

札幌市ごみ資源化工場（札幌市北区篠路町福移 153 番地）

3 履行期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日

4 業務仕様

- (1) 別途発注の「ごみ資源化工場ほか施設管理業務」受託者（以下、管理業務受託者という。）の指示に基づき、固形燃料、資源化ごみ、残さ等の運搬を円滑に実施する。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項は、「建築保全業務共通仕様書 平成 30 年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」を準用する。
- (3) 本業務は、更に別途発注する「ごみ資源化工場運転業務」と連携をとりながら業務を履行すること。

5 業務履行に係わる対象施設

- (1) 固形燃料工場コンテナヤード
- (2) 固形燃料工場残さ貯留ヤード
- (3) ごみ貯留サイロ
- (4) ごみ資源化計量所
- (5) 篠路破碎工場
- (6) 白石清掃工場
- (7) 駒岡破碎工場
- (8) 発寒破碎工場
- (9) 発寒清掃工場
- (10) 山本処理場
- (11) 厚別 R D F 貯蔵施設
- (12) 北海道地域暖房(株)厚別エネルギーセンター

6 運搬業務量 (過去3年平均数量)

運搬品目	搬送先	運搬台数(台)	運搬数量(t)
固形燃料等	地域暖房(株)厚別エネルギーセンター行 総台数※①含む (内、地域暖房往復のみ)	1,500 (1,200)	12,800 (11,600)
資源ごみ	駒岡破碎から紙くず、木くずの運搬・・・①	300	1,200
	発寒工場から紙くずの運搬 往復	500	2,900
可燃残さ	白石清掃工場 往復	300	1,200
場内 (サロ搬入ほか)	固形燃料のごみ貯留サロへ運搬、原料の場内運搬、場内残さ運搬等	1,700	13,000

固形燃料の運搬に必要な車両は、冬期間の繁忙期に日最大で約90tの運搬が可能となるように車両台数を確保すること。

7 業務範囲

- (1) 固形燃料の運搬に関すること。
- (2) 駒岡破碎工場からの資源ごみ運搬に関すること。
- (3) 発寒破碎工場からの資源ごみ運搬に関すること。
- (4) 可燃残さ及び不燃残さの運搬に関すること。
- (5) アーム式脱着装置付コンテナシステム車用(フックロール車)キャリアの維持管理に関すること。

II 一般事項

1 提出図書等

(1) 業務着手時に提出するもの（各1部）

- ア 業務着手届
- イ 業務責任者指定通知書
- ウ 業務実施計画書
- エ 緊急連絡体制表

(2) 業務完了時に提出するもの（1部）

業務完了届(毎月第一就業日として、その日が休日の場合は翌就業日)

2 業務条件

固形燃料運搬業務の実施日は、次のとおりとする。

但し、特別の事情がある場合は業務実施日を変更する事がある。

(1) 実施日〔月曜日～土曜日（1月1日～3日を除く）〕

(2) 休日（日曜日・1月1日～3日）

3 業務責任者

(1) 受託者は、業務の履行にあたり業務責任者を定め、書面をもって発注者に通知するものとする。業務責任者を変更したときも同様とする。

(2) 業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営、技術上の管理、従事する他の職員の監督を行うほか、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

但し、契約金額の変更、履行期間の変更、契約代金の請求及び受領並びに契約の解除に係る権限は除く。

(3) 受託者は、業務責任者が休暇、病気その他やむを得ない事情により不在となるときは、その業務の代務者を定めなければならない。

(4) 業務の実施に先立ち業務責任者を選任し、次の事項について書面をもって提出する。なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

- 氏名
- 年齢
- 資格書(写)
 - ア 廃棄物処理施設技術管理士認定証
 - イ 運行管理者資格者証
- 受託者との雇用関係を証明する書類

4 業務担当者

(1) 本業務の実施に先立ち、業務担当者に関する次の事項について、書面をもって発注者に通知する。なお、業務担当者に変更があった場合も同様とする。

- 氏名
- 年齢
- 資格書(写)

運転免許証

(2) 業務担当者は、業務を遂行する上で必要となる次の資格を有する者を配置すること。

○ 運転手

自動車運転免許 大型 1 種又は大型 2 種

5 運行に係る法的管理者の選任

(1) 道路運送法及び貨物自動車運送事業法に基づく車両を保有することから、運行管理者を選任にして、運転者の点呼、運転者の疲労、健康状態等の把握をするなど、安全運転の確保に努めること。

(2) 道路運送車両法第 50 条に基づく車両を保有することから、整備管理者を選任し、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とする車両に対する安全運航の確保に努めること。

6 ごみ資源化工場内の施設利用

次に示す居室等の利用を認める。

(1) 事務室（中 2 F）

(2) 会議室（2 F）

(3) 女子休憩室（2 F）

(4) 浴室（2 F シャワー室）

(5) その他、使用許可を受けた場所

7 駐車場の利用

施設内の駐車場の利用を認める。

8 喫煙の禁止

工場敷地内における喫煙は禁止とする。

9 受託者の負担の範囲

(1) 雇用に係る一切の経費

(2) 文具等の事務消耗品

(3) 日誌及び報告書の用紙、記録ファイル等の全ての用紙

(4) 車両及び油脂等に係るもの

(5) 業務の実施に必要な制服、名札等

(6) 業務の実施に必要な補助暖房等の使用にかかる経費

(7) 業務の実施に必要な外線電話等の使用にかかる経費

(8) アーム式脱着装置付コンテナシステム車（フックロール車）キャリアにかかる経費

III 特記事項

1 業務条件

(1) 使用機器条件

アーム式脱着装置付コンテナシステム車（フックロール車）用キャリアは、下記のコンテナ仕様を満たす車両相当品とする。

なお、コンテナは貸与とする。

ア 車両は、場内で固形燃料などを積込したコンテナに対して、着脱可能なシステム装置が付帯している車両（最大積載量：8t以上）であること。

イ アのコンテナは、極東開発工業㈱製の標準コンテナ JR11-10Nとする。

（長さ 4,800 mm×幅 2,200 mm×高さ 1,600～1,800 mm）

(2) 業務内容

ア 固形燃料の運搬

北海道地域暖房㈱厚別エネルギーセンターへ運搬する。

固形燃料の運搬数量等に係る計画については、毎月末に翌月の運搬計画書を、管理業務受託者宛てへ送付するので、客先及びごみ資源化工場内における運搬に係る業務内容については、管理業務受託者の指示に従うこと。

イ 資源ごみの運搬

（ア） 前項アに掲げる当該センターへ固形燃料を運搬した復路を利用して、駒岡破碎工場から、資源ごみとして「紙くず」、「木くず」の積置きコンテナを資源化工場まで運搬する。

その際、前項アの運搬で使用した空コンテナを仮置きしておくこと。

（イ） 発寒破碎工場から、資源ごみとして「紙くず」の積置きコンテナを資源化工場まで運搬する。

その際、空コンテナを発寒破碎工場へ運搬し仮置きしておくこと。

ウ 残さ運搬

固形燃料の原材料として不適と選別された紙くず類を、可燃残さとして白石清掃工場へ運搬する。また、前記した不適と選別された紙くず以外については、不燃残さとして篠路破碎工場へ運搬する。

但し、白石清掃工場の受入停止期間中（R5.9.2～R5.9.26 予定）については、発寒清掃工場へ可燃残さを運搬すること。

なお、運搬時は車両 2 台同時で運搬し、荷下ろし場所にて互いに安全誘導を行うか、1 台で運搬する場合は運転助手を同乗させて安全誘導を行うこと。

エ 場内運搬

生産された固形燃料入りコンテナを、一旦、屋外ヤードへ引出して一昼夜待機させたのち、発火の有無を確認後、ごみ貯留サイロへ運搬して貯留する。

また、屋外ヤードに一時貯留してある原料を運転業務受託者の指示に基づきステージまで運搬すること。

2 運搬業務に係る遵守事項

- (1) 業務実施中に車両の故障又は事故等が発生した場合は、速やかに発注者及び管理業務受託者に報告すること。
- (2) 従事者の服装は、発注者の承認を得たものを着用し、常に清潔な身なりを保つように心掛けるとともに、各自、見やすい場所に名札を付けること。
- (3) 従事者に対する労働安全衛生管理を適切に行うこと。

3 運搬に係る自動車運転要領

(1) 車両の点検

車両の運転やコンテナ積降し操作等には、細心の注意を払うとともに始業時、終業時に車両の主要箇所に対し十分な点検を実施すること。

(2) 法定点検整備

安定した運転を維持するため、定期的に車両清掃、注油等を実施して安全運転に必要な法定点検及び整備を行い車両の保全に努める。

(3) 修理及び部品の交換

修理又は部品交換等を行ったときは、修理内容（交換部品）を記録・保管すること。

(4) 固形燃料運搬上の留意点

- (1) 固形燃料の火災発生防止には細心の注意を払うとともに、ごみ貯留サイロ施設に対しては、厳重に火種の搬入防止に努めること。
- (2) コンテナヤードおよび屋外仮置きヤードでは、特に火災発生防止や車両事故等の防止に努めること。
- (3) 固形燃料運搬作業中における事故（車両事故を含む）が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、発注者及び管理業務受託者に報告すること。

4 環境マネジメント

- (1) 本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。

- (2) 使用する車両について

ア 極力低公害車等、環境に負荷の少ない車両を使用すること。

イ 環境に負荷の少ない運転をすること。

(ア) 急発進・急加速・空ふかしをしないこと。

(イ) 適正な空気圧・経済速度で走行すること。

- (ウ) 不用な荷物・道具類は積まないこと。
- (3) アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に努めること。
 - ア 駐停車して自動車を離れるときは、エンジンを止めること。
 - イ 長時間停車しているときは、エンジンを止めること。
- (4) 必要以上の暖気運転及び冷暖房のためのアイドリングを自粛すること。
- (5) 電力・蒸気・給水・給湯の節約に努めること。
- (6) 本業務の履行において使用する部品・材料等は極力環境に配慮したものを
使用すること。
- (7) 本業務に伴い排出される廃棄物を極力減量・リサイクルすること。

5 新型コロナウイルスの感染予防対策

- (1) 業務中は、アルコール消毒液の設置やマスク着用、手洗い・うがいなど、
感染予防の対応を徹底するとともに、朝・夕の検温など作業従事者等の健康管理
に留意すること。
- (2) コロナウイルス感染症の感染者(感染の疑いのある者を含む)及び濃厚接触
者があることが判明した場合は、速やかに発注者に報告するなど、連絡体制の
構築を図ること。
- (3) 業務の履行に当たっては、極力「三つの密(密閉・密集・密接)」の回避を
図ること。現場における朝礼・点呼、各種打合せ、着替えや食事休憩、密室・
密閉空間における作業においては、他の作業員と一定の距離を保つ配慮をする
こと。

6 篠路破砕工場付帯施設解体工事に伴う注意事項

篠路破砕工場付帯施設は解体工事を行っているため、別図に示す管理区域への
立ち入りは原則禁止とする。

また、解体工事に伴う車両の移動が多くなることが予想されるため、運搬時は
細心の注意を払って業務を履行すること。

7 その他

本仕様書に記載なき業務遂行上の諸事項が発生した場合は、発注者と十分協議
して指示に従うこと。